



## 長野県訓令第3号

本庁内部部局  
現 地 機 関

長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成4年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第2条第6号中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第7号中「(高速道局及び会計局をいう。以下同じ。)」を削り、同条第8号中「本庁の局」を「病院事業局」に改める。

第3条第1項中「情報政策課長」を「情報システム推進室長」に改め、同条第2項中「情報政策課長」を「情報システム推進室長」に、「及び情報政策課長」を「、行政改革課長及び情報システム推進室長」に改める。

第5条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条、第10条第2項並びに第12条第1項中「情報政策課長」を「情報システム推進室長」に改める。

第13条中「企画局長」を「企画部長」に改める。

情報政策課

## 長野県訓令第4号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程（昭和32年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

別表第1中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に、「土木政策課長 建築管理課長」を「建設政策課長」に改める。

情報公開・法務課

## 長野県訓令第5号

本庁内部部局  
現 地 機 関

副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第1条の(1)のイ中「危機管理局」を「危機管理部」に改め、同イ中「企画局」を「企画部」に改め、同オ中「衛生部」の次に「及び病院事業局」を加え、同ケ中「に關すること」の次に「(労働委員会を除く。)」を加え、同(2)のイ中「生活環境部」を「環境部」に改め、同イ中「商工部」を「商工労働部」に改め、同オ中「土木部」

を「建設部」に改め、同カ中「住宅部」を「労働委員会との連絡調整」に改める。

行政改革課